

## 船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和4年5月18日 22時45分ごろ
発生場所	兵庫県香美町 鑑漁港北東方沖 鑑港防波堤灯台から真方位049° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯35°39.9′ 東経134°35.4′）
事故の概要	遊漁船海晴は、帰航中、釣り客が魚倉に落下して負傷した。
事故調査の経過	令和5年2月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 海晴、5.0トン HG2-6079（漁船登録番号）、個人所有 11.68m（Lr）×2.87m×0.91m、FRP ディーゼル機関、436.00kW、昭和60年8月 第251-11969号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年8月11日 免許証交付日 令和3年6月11日 （令和8年8月10日まで有効） 釣り客 65歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年5月18日17時00分ごろ香美町香住港を出港し、18時00分ごろ鑑漁港北東方沖の釣り場に到着した。 船長は、操舵室前方の左舷側魚倉付近で、また、釣り客は、後部甲板左舷側で、それぞれいか釣りをを行い、22時40分ごろ法定灯火を点灯して帰航を開始した。 釣り客は、乗船する際に船首部に置いてあったかごを借り、釣ったいかを同かごの中に入れていたので、釣ったいかを自身のクーラー

ボックスに移し替えて、その後に同かごを片付けようと船首部に向かった。

釣り客は、操舵室左舷方の通路を歩いた後、魚倉の蓋が閉まっていると思い、船首部中央付近に向かおうとして右足を右前方に出したところ、22時45分ごろ操舵室前方の左舷側魚倉に落下し、魚倉の縁に身体及び顔面が当たって負傷した。(写真1、写真2参照)



写真1 魚倉



写真2 釣り客の落下直前の体勢  
(イメージ)

釣り客は、自力で甲板の上に這い上がり、魚倉に落下して負傷したことを船長に伝えようと操舵室に向かった。

船長は、操舵室右舷側の操縦席に座って操船していたところ、釣り客から魚倉に落下して負傷した旨を聞き、香住港に帰港した後、釣り客から依頼されて119番通報を行った。

釣り客は、救急車によって病院に搬送され、肝損傷、右肋骨多発骨折、呼吸不全、血気胸及び外腸骨静脈血栓症と診断されて126日間の入院加療を受けた。

(付図1 事故発生場所概略図、写真3 本船 参照)

#### その他の事項

船長は、釣り場に到着した後、自身が釣ったいかを生きのまま持って帰ろうと思い、水を循環させて空気を取り入れるために魚倉に吸水ポンプを投入して、魚倉の蓋を開けていた。(写真4参照)

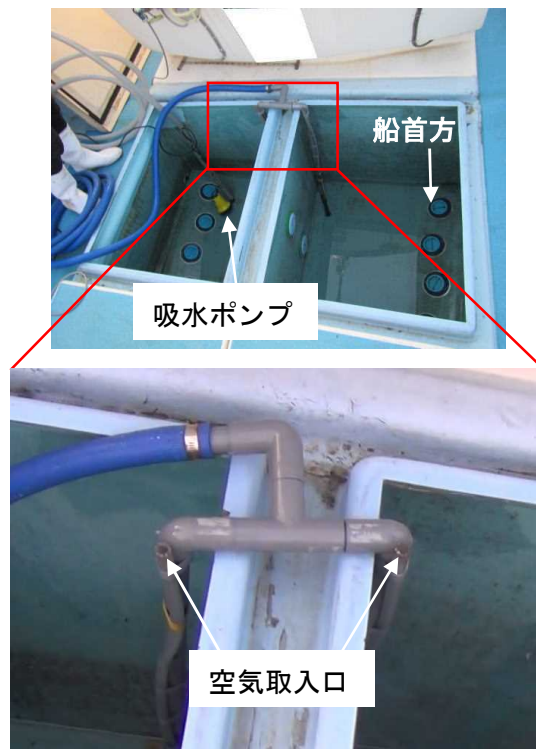


写真4 吸水ポンプ及び空気取入口

船長は、本事故当時、操舵室囲壁前面のデッキライトを点灯させていたが、釣り客は、操舵室前方は暗いと感じていた。(写真5参照)



写真5 デッキライト

船長は、帰航を開始する際、釣り客に魚倉の蓋を開けていることを明確に伝えていなかったが、航行中は座っておくように注意したので、釣り客が帰航中に船内を移動するとは思っておらず、一方、本船での遊漁経験が11回目であった釣り客は、船長から航行中は座っておくように注意された覚えがなかった。

釣り客は、釣りをしていた際、船長が釣ったいかを魚倉に入れていたのを見ていたので、この時点で魚倉の蓋が開いていたことを知っていたが、これまで帰航中に魚倉の蓋が開いているところを見たことがなかったので、本事故当時も魚倉の蓋は閉まっていると思っていた。

釣り客は、帰港したときに速やかに下船できるように先にかごを片

	<p>付けておこうと思い、帰航中に船首部に向かった。</p> <p>本船の操舵室前方には左右に魚倉が備えられており、各魚倉の開口部は縦約 85 cm、横約 66 cm で、深さは約 92 cm であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長は、本船が操舵室前方の魚倉の蓋が開いている状態で香住港に向けて鎧漁港北東方沖を帰航中、釣り客に魚倉の蓋を開けていることを明確に伝えていなかったことから、釣り客が、魚倉の蓋が閉まっていると思い、帰港したときに速やかに下船できるように先にかごを片付けておこうと操舵室左舷方の通路を歩いた後、船首部中央付近に向かおうとして、魚倉に落下して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、帰航中に釣り客が船内を移動するとは思っていなかったことから、釣り客に魚倉の蓋を開けていることを明確に伝えていなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、自身が釣りたいかを生きたまま持って帰ろうと思い、魚倉に吸水ポンプを投入して空気を取り入れていたことから、魚倉の蓋を開けていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、船長が、本船が操舵室前方の魚倉の蓋が開いている状態で香住港に向けて鎧漁港北東方沖を帰航中、釣り客が船内を移動するとは思っておらず、釣り客に魚倉の蓋を開けていることを明確に伝えていなかったため、釣り客が、魚倉の蓋が閉まっていると思い、先にかごを片付けておこうと操舵室左舷方の通路を歩いた後、船首部中央付近に向かおうとして、魚倉に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊漁船の船長は、釣り客に注意事項を伝える場合、明確に伝え、釣り客が正確に理解したことを確認すること。</li> <li>・ 遊漁船の船長は、釣り客に負傷者が生じた場合、速やかに 118 番通報を行うこと。</li> <li>・ 釣り客は、航行中、緊急時以外は船内での移動を控えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

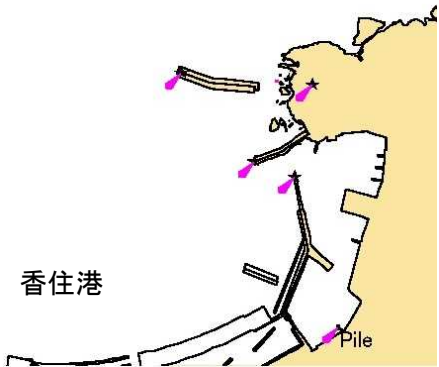
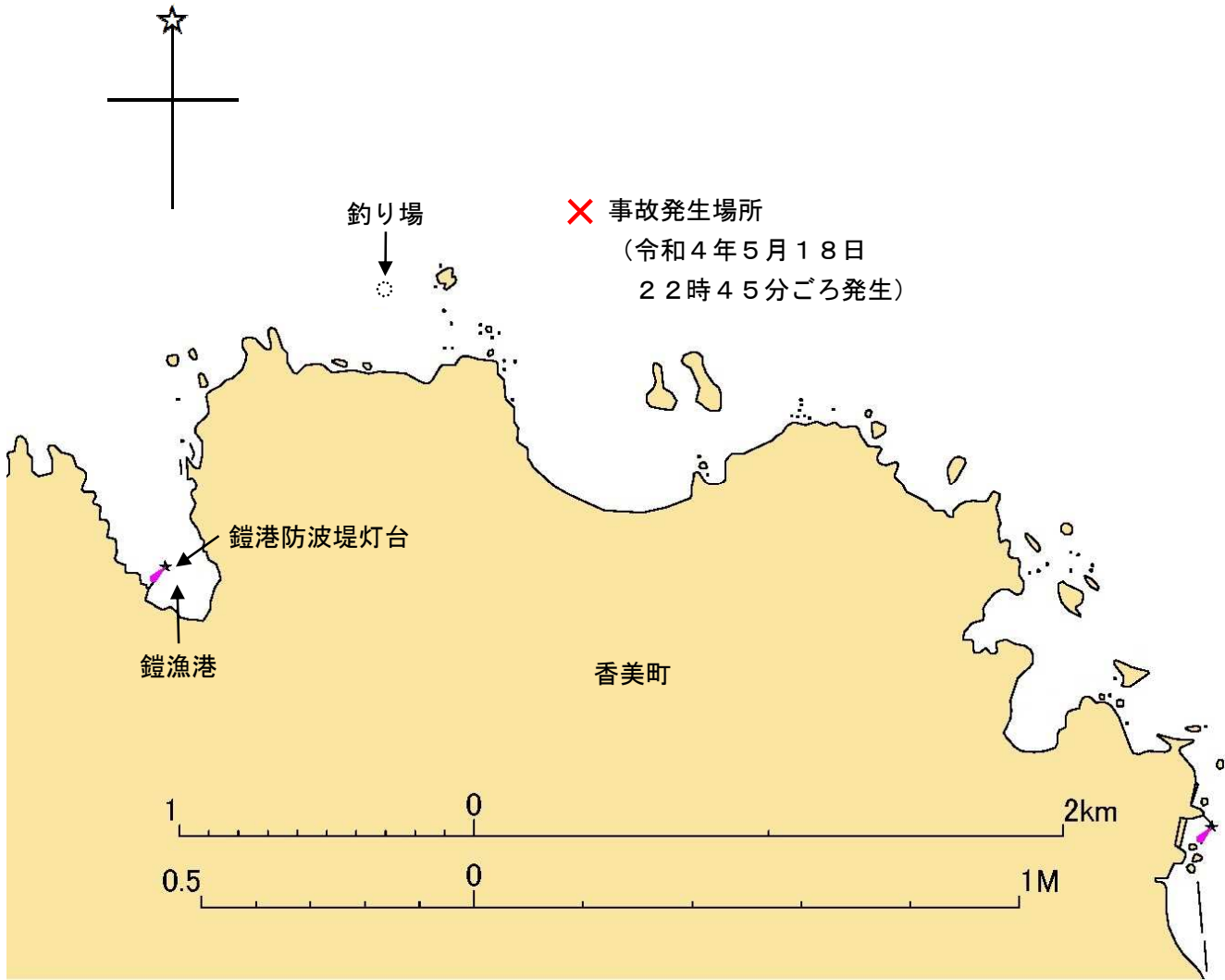


写真3 本船

